

国際関連情報 Report from IFRS-IC

IFRS-IC 会議(2020年12月)出席報告

みずほ証券(株) グローバル戦略部産官学連携室 上級研究員
 公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長
 企業会計基準委員会 非常勤委員
 IFRS 解釈指針委員会委員

くまがい ごろう
 熊谷 五郎

I. はじめに

2020年12月1~2日、IFRS 解釈指針委員会(IFRS Interpretations Committee、以下「IFRS-IC」又は「IC」という。)会議が、国際会計基準審議会(IASB)にて開催された。2020年のIFRS-IC会議は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、6回すべてビデオ会議の形式での開催となった¹。

本稿では、2020年12月会議における各議案の主な論点、筆者の発言を中心に報告する。また、12月の会議には、証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions、以下「IOSCO」という。)を代表して、Committee 1 議長の園田周・金融庁総合政策局総務課国際証券規制調整官兼企画市場局企業開示課国際会計調整室長が発言権のある

オブザーバーとして出席した。園田氏がIOSCOを代表して、IFRS-IC会議に参加するのはこれが最後で、次回(2021年2月)以降は、IOSCO Committee 1 副議長の米国証券取引委員会(SEC)のPaul Munter氏が出席する予定である²。

なお、会議全体の要約及びアジェンダ決定等については、IASBのIFRIC Update December 2020をご参照いただきたい³。

II. 2020年12月IC会議の概要

2020年12月会議の議題

2020年12月開催のIC会議は、6件の議題について審議した。なお、AP番号とは、討議資料(Agenda Paper)の番号のことである⁴。また本稿で報告する順番は、「IFRIC Update

1 IFRS-IC 会議は、年6回開催されるが、例年は4回がロンドンでの対面会議、2回がビデオ会議形式で開催される。

2 園田氏は引き続きIOSCO Committee 1の議長を務める。Munter氏は、2020年11月に同副議長に就任した。同氏は、現在SECの副主任会計士であるが、2021年2月退任予定の主任会計士Sagar Teotia氏の後任が決まるまでは、主任会計士代行を務める予定である。なお、2021年2月2日開催のIFRS-IC会議には、Munter氏が出席した。

3 IFRS-IC 会議の議事要約「IFRIC Update」の企業会計基準委員会(ASBJ)による日本語訳は以下のリンクから閲覧可能。

<https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/ifric.html>

4 AP1は毎回前回会議の要約「IFRIC Update」で、これについては審議しない。

December 2020」に基づく。内訳は、アジェンダ決定案に関する検討4件、アジェンダ決定案の最終化に関する検討1件、その他の案件1件であった。

委員会は、2020年12月1日から2日に会合し、下記の項目について議論した。

1. 委員会の暫定的なアジェンダ決定（4件）
 - AP2：特約条項付きの債務の流動又は非流動への分類（IAS第1号「財務諸表の表示」）
 - AP3：給付の勤務期間への帰属（IAS第19号「従業員給付」）
 - AP5：クラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのコスト（IAS第38号「無形資産」）
 - AP6：実質金利に起因するキャッシュ・フローの変動可能性のヘッジ（IFRS第9号「金融商品」）
2. 委員会のアジェンダ決定（1件）
 - AP4：サプライチェーン・ファイナンス契約—リバース・ファクタリング
3. その他の事項
 - AP7：仕掛中の作業

Ⅲ. 2020年12月IC会議における筆者の発言等

12月のIC会議では、図表のように2日間にわたって、中身の濃い議論が展開された。筆者は、AP2~6のすべてについてコメントした。以下ではアジェンダ・要望書の概要とIASBスタッフによる分析、IFRS-IC会議の結論と筆者の発言について報告する。

図表. 各アジェンダの予定時間と実際の所要時間

アジェンダ	予定所要時間	実際の所要時間
AP2：特約条項付きの債務の流動又は非流動への分類	60分	95分
AP3：給付の勤務期間への帰属	60分	40分
AP4：サプライチェーン・ファイナンス契約	45分	50分
AP5：クラウド・コンピューティング契約	75分	80分
AP6：キャッシュ・フローの変動可能性のヘッジ	60分	40分
AP7：仕掛中の案件	5分	5分

出所：IASB、IFRS-ICよりみずほ証券市場情報戦略部作成

1. アジェンダ決定案に関する検討

- AP2：特約条項付きの債務の流動又は非流動への分類（IAS第1号「財務諸表の表示」）

アジェンダの概要とIASBスタッフによる分析

IASBは2020年1月に「負債の流動又は非流動への分類」（IAS第1号の修正）を公表した。IAS第1号の修正は、特定の状況における債務及び他の金融負債を流動又は非流動のいずれに分類すべきかに関する要求事項の適用において、首尾一貫性を増進することを目的としていた。

本修正は、2023年1月1日以後開始する事業年度から適用される。それを前に、利害関係者から、長期の負債が財務制限条項など特約条項（コベナンツ）の対象となっている場合、かつ、借手が当該コベナンツを満たしているか

が報告日後に判定される場合に、借手が報告期間の末日現在で「決済を延期する権利」を保持しているかどうかを決定する方法に関して、アウトリーチ等の席上で、質問が寄せられた。本件については、IFRS-IC に対して、正式の要望書は寄せられていない。

IASB スタッフは、まず、負債を非流動に分類するためには、主に負債の決済を報告期間後少なくとも 12 か月にわたり延期する権利が報告期間の末日に存在していなければならない、とした。その上で 3 つのケースについて検討し、そのすべてで報告期間の末日現在で借入金の決済を報告期間後少なくとも 12 か月にわたり延期する権利を企業が有していないとして、当該借入金を流動負債に分類することが要求されると結論付けた。

IFRS-IC 会議の結論と筆者の発言

IASB スタッフは、こうした分析に基づき、特約条項付きの債務の流動又は非流動への分類について、IFRS 基準は適切な基礎を提供しているとして、本件を基準設定プロジェクトの作業計画に追加しないことを提案した。

IASB スタッフの分析、及び基準設定アジェンダに追加しないという推奨については、賛成多数で承認された。スタッフの分析と結論、及び本件をアジェンダとすることに、筆者は以下のとおりコメントした。

「本件に関するスタッフの分析と、基準開発プロジェクトに加えないという結論に同意する。財務諸表利用者の視点から見ても、スタッフの分析は非常に明確で分かりやすい。財務諸表利用者の立場では、財務制限条項付き負債の分類は非常に重要である。本アジェンダ決定は、作成者による会計基準の一貫した適用を促すものとして歓迎したい。

しかし、本件についてこのままアジェンダ決定を公表することについては、元 IFRS 諮問会

議のメンバーとして、デュー・プロセス上の懸念がある。他のメンバーは皆、要望書の提出なしに本件に対応する事を支持しているが、デュー・プロセス・ハンドブックによれば、アジェンダ決定は、要望書が提出された場合に、なぜ当該論点を基準開発プロジェクトに加えないうかを説明するために、公表されることになっている。

まず、IFRS-IC として、本件のように正式の要望書なしに、アジェンダ決定を公表したことはあるかを伺いたい。また、本件に関するアジェンダ決定を公表する前に、関係者に要望書を提出してもらい、その上で改めてアジェンダ決定を公表するというプロセスは取れないだろうか。IAS 第 1 号に係る修正の適用日まで、時間は十分あるので、可能ならその方が透明性が高く望ましいと思う。」

筆者のコメントに対して、Sue Lloyd 議長より、「本件は、IASB における公開討議とその公式資料に関して、公の場でなされた質問に基づいてこの場で議論しており、透明性上もデュー・プロセス上も問題はないと考えている。また先例に関しては、数年前にマイナス金利に関するアジェンダ決定を公表した。緊急性の高い案件であったので、敢えて要望書を待たずに IFRS-IC で取り扱った。IFRS-IC の目的は、IFRS 基準の一貫した適用である。一貫した適用に関して懸念が存在する場合、我々は、我々に与えられた手段を用いて能動的に事態に対処すべきであると考えている。」との回答があった。

筆者からは、「Lloyd 議長の回答は明快であり、他の IC メンバーも殆どがアジェンダ決定の公表を支持している。またスタッフの分析と結論自体は自分も支持しているので、本件に関するアジェンダ決定公表について、敢えて反対はしない。」と追加コメントした。

● AP3：給付の勤務期間への帰属（IAS 第 19 号「従業員給付」）

要望書の概要と IASB スタッフによる分析

IFRS-IC に提出された要望書は、特定の条件の退職後確定給付制度を提供する企業における従業員の退職給付の勤務期間への帰属方法を問うものであった。設例として、以下の条件が示されていた。

- (1) 企業 X の従業員は、特定の退職年齢（62 歳）に達した時点で同社に雇用されている場合に限り、退職給付を受け取ることができる。
- (2) 退職給付の額は、退職日前の各年の勤続年数 1 年ごとに最終給与の 1 か月分として計算され、退職直前の継続勤務年数のみで計算される（つまり、企業 X を退職し、後に再入社した場合は再入社時以降の勤務期間が対象となる。）。
- (3) 退職給付は勤続期間 16 年で上限となる（つまり、従業員が受けることができる退職給付の上限は最終給与の 16 か月分である。）。

IASB スタッフによれば、IAS 第 19 号第 70 項では、「制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属」させることを要求している。また、「後期の年度における従業員の勤務が、初期の年度よりも著しく高い水準の給付を生じさせる場合には、(a)従業員による勤務が、制度の下での給付を最初に生じさせた日（当該給付が将来の勤務を条件としているかどうかにかかわらず）から、(b)従業員によるそれ以降の勤務が、それ以降の昇給を除けば、制度の下での重要な追加の給付を生じさせなくなる日まで、の期間に給付を定額法によって帰属させる」ことを要求している。

このため、IASB スタッフは給付を帰属させる勤務期間の開始と終わりについて、それぞれ分析し、要望書に記載されている確定給付制度

では、企業 X は、46 歳から 62 歳までの各年（46 歳以降に雇用が開始された場合には、最初に勤務した日から 62 歳までの各年）に退職給付を帰属させるとした。

IFRS-IC 会議の結論と筆者の発言

IASB スタッフは、関連基準が適切な基礎を提供しているとして、本件を基準設定プロジェクトの作業計画に追加しないことを提案した。IFRS-IC は、IASB スタッフの分析及び提案に同意した。またスタッフによるアジェンダ決定案に対し、若干の修正を加え、暫定的アジェンダ決定案を公表することとなった。

スタッフの分析と結論に関して、筆者は以下のとおりコメントした。

「要望書に示された非常に特殊な事例については、スタッフの分析と結論を支持する。しかし、若干の懸念も抱いている。多くの利害関係者がスタッフの結論とは異なる見解を持っていることが、スタッフ自身のリサーチによって示唆されている。これらの作成者は、このアジェンダ決定の公表によって、財務諸表の遡及修正を求められるのか確認したい。」

筆者のコメントに対して、Lloyd 議長より、「遡及修正を迫られるかどうかは、作成者自身の置かれている状況が、どの程度アジェンダ決定に示された事例に類似しているかによる。多くの委員が指摘しているように、要望書及び本アジェンダ決定に示されている設例は極めて特殊だと思う。したがって、影響を受ける作成者は多くないのではないか。また最近改正されたデュー・プロセス・ハンドブックでは、IFRS に準拠するためには、関連するアジェンダ決定を適用しなければならないということが強調されている。しかし、同時に、アジェンダ決定によって作成者がそれまで有していなかった新しい情報が提供されることで、新しい知見を得る場合には、財務諸表の遡及修正が求められる訳

ではない⁵、ということも示唆されている。」との回答を得た。

- AP5：クラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのコスト（IAS 第 38 号「無形資産」）

要望書の概要と IASB スタッフによる分析

要望書の論点は、「サービスとしてのソフトウェア」（以下「SaaS」という。）契約の顧客が、コンフィギュレーション又はカスタマイゼーションに関する前払いのコストに IAS 第 38 号「無形資産」を適用して無形資産を認識すべきか、将来のサービスに対する前払いとして無形資産を認識すべきか、又は発生時に費用計上すべきか、というものであった。

要望書を分析するにあたり、IAS 第 38 号を適用して、SaaS 契約の前払いコストが IAS 第 38 号に規定された無形資産の定義と認識基準かがポイントであった。IASB スタッフは、関連 IFRS 基準における諸原則と要求事項が、SaaS 契約に関する会計処理を顧客が決定するための適切な基礎を提供しているとした。そのため、本論点を基準設定プロジェクトに追加しないことを提案した。

IFRS-IC 会議の結論と筆者の発言

本論点を基準設定プロジェクトに追加しないという提案に対しては、委員 13 名全員が賛成し、暫定的アジェンダ決定案の文言の明確化が図られた。本件に関して、筆者は以下のとおりコメントした。

「スタッフの分析と結論に賛成する。スタッフの分析とそのロジックは説得力があり、財務諸表利用者も、なぜコンフィギュレーションやカスタマイゼーションのコストが、無形資産ではなく、費用として認識されるのか、どのタイミングで認識すべきかをよく理解できる。また関連基準である IAS 第 38 号や IFRS 第 15 号のどの部分を、顧客企業やサービス提供者が参照すべきかも明確である。

コンフィギュレーションやカスタマイゼーションのコストに関する会計方針を顧客企業が開示することの重要性を強調するようにスタッフが提案していることに、謝意を表す。こうした開示は、財務諸表利用者が顧客企業の財務諸表を理解するにあたって、殊に顧客企業のビジネスモデルにとって、SaaS の利用が必要不可欠であるような場合には、非常に有用であると思う。それにもかかわらず、AP で指摘されているように、こうした開示が、現実の実務であまり一般的でないのは残念である。

そうした現実にも関わらず、IFRS-IC が、財務諸表利用者の情報ニーズを厳粛に受け止めていることを示すために、暫定的アジェンダ決定案の最後から二番目の段落で IAS 第 1 号の開示要求に言及していることは、非常に重要であると思う。」

- AP6：実質金利に起因するキャッシュ・フローの変動可能性のヘッジ（IFRS 第 9 号「金融商品」）

要望書の概要と IASB スタッフによる分析

要望書の論点は、IFRS 第 9 号「金融商品」

5 IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブックは、アジェンダ決定によって企業が新しい知見を得る場合に、会計方針を変更すべきか否かを判断し、必要な変更を行うために十分な時間が与えられるとしている。その上で、「それにもかかわらず、企業は適時に変更を行うことを期待されており、また重要な変更である場合には、会計方針の変更に係る開示が IFRS 基準によって要求されるか、検討することが期待されている。」（下線は筆者による）と述べている。すなわち、会計方針の変更に伴う影響が軽微であると判断される場合には、必ずしも開示や遡及修正までは、求められないことが示唆されている。

(以下「IFRS 第9号」という。)におけるキャッシュ・フロー・ヘッジの適用において、名目金利ではなく、実質金利の変化に起因するキャッシュ・フローの変動を固定することを目的とすることが可能かどうかというものであった。

本論点は、変動金利債の金利(LIBOR、名目金利)は実質金利とインフレ率という2つの要素から構成されることに着目し、このうち実質金利要素を固定するヘッジ会計は適用可能か、というものである。

収益がインフレ率に連動する企業の場合、インフレによる収益変動を経済的にヘッジするために、インフレ連動債⁶を発行することがある。しかし、このようなインフレ連動債の需要は限定的であることが多いために、変動金利債の発行とインフレスワップを同時に組み、インフレ連動債の発行によるナチュラルヘッジと実質的に同じ効果を狙うとする。この場合、しかしデリバティブである、インフレスワップを公正価値評価する必要があるためを変動金利(LIBOR)負債のうちの実質金利(名目金利からインフレの影響を調整したもの)の変動、ヘッジ手段をインフレスワップとするキャッシュ・フロー・ヘッジと同様の会計処理が可能か、という極めてテクニカルなものである⁷。

本件に対する、IASB スタッフの見解は明快で、変動金利負債のキャッシュ・フローはその性質上、名目ベースで定義されるため、名目ベースのキャッシュ・フローの変動を固定せずに実質金利のリスク要素を固定したとしても、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ対象のリスク要素として識別されない、したがっ

て、IFRS 第9号における、キャッシュ・フロー・ヘッジの要件を、要望書の事例は満たさないために、実質金利の変化に起因するキャッシュ・フローの変動について、キャッシュ・フロー・ヘッジを適用することは認められないというものであった。

IFRS-IC 会議の結論と筆者の発言

IFRS-IC は上記のスタッフによる分析を支持し、基準設定アジェンダとして取り上げないという提案を賛成多数で可決した。暫定的アジェンダ決定案についても、文言の一部修正を正したうえで公表することを決定した。

スタッフの分析と結論に関して、筆者は以下のとおりコメントした。

「スタッフの分析と結論に賛成する。最初にAP6を読んだときには、もし経済実態が同じであるならば、経済的に似たような取引について、どうして異なる会計処理があり得るのか、疑問に思った。実態こそが形式より重要だという原則がある。会計上のルールが金融イノベーションを阻害するべきではない。これが自分が当初抱いた感想だった。

しかし、その後で、収益に関するインフレリスクを経済的にヘッジするためにインフレ連動債を発行するという取引自体が、債券に適用される償却原価会計を濫用した、一種の会計アービトラージであるということに気が付いた。

インフレ連動債は、それ自体にデリバティブとしての性格を内包している。債券というだけで、インフレ連動債に償却原価が適用されるというのは、その債券にデリバティブが組み込まれている事実を無視していると思う。要望書の

6 元本がインフレに連動し、金利は元本に対して固定である債券。

7 インフレ連動債を発行すると、インフレに伴う収益変動をインフレ連動債の利払いの変動が相殺するために損益のボラティリティを抑制できる。このような取引をナチュラルヘッジといい、ヘッジ会計の適用は不要である。しかし、本件で取り上げた合成ポジションの場合は、デリバティブであるインフレスワップに関して公正価値評価を行うために、ヘッジ会計の適用ができないとボラティリティを回避できない。

設例は、インフレ連動債の測定において、償却原価を適用することが、一種の会計上の抜け道を生み出していることを示している。

債券への償却原価の適用がIFRSに規定されている以上、インフレ連動債を償却原価で測定することは、完全にIFRSに従っているといえる。しかしだからといって、インフレ連動債によるナチュラルヘッジと類似しているが異なる取引、要望書の設例に示された変動利付債とインフレスワップを用いた取引に、同じ会計処理を認めてもよいことにはならない。

スタッフの分析が、IFRSの関連規定の妥当かつ唯一の可能な解釈であると思う。スタッフの分析と結論を支持する。」

2. アジェンダ決定案の最終化に関する検討

• AP4：サプライチェーン・ファイナンス契約 — リバース・ファクタリング

アジェンダの概要と筆者のコメント

本件は、6月のIFRS-IC会議で議論されたサプライチェーン・ファイナンス（以下「SCF」という。）契約の開示に係る暫定的なアジェンダ決定案を、最終化するというものであった。

IFRS-ICは、利害関係者からのコメントを踏まえた上で、若干の修正を加えた上で暫定⁸のアジェンダ決定案を最終化すべきというIASBスタッフの提案について、全員一致で賛成した。また本アジェンダ決定の最終化は、12月のIASBボード会議で承認された。

本件に関して、筆者は以下のとおりコメントした。

「スタッフの分析と、利害関係者からのコメントを踏まえてアジェンダ決定案に若干の修正を加えた上で、最終化すべきという提案に賛成する。

この要望書は、SCF契約に係る開示が不十分であることへの対応を求めて、財務諸表利用者から提出されたものであった。6月会議では、このアジェンダ決定によって、目的適合的で、十分な量の開示が行われるか確信が持てなかった。しかし、6月会議で、投資家の情報ニーズを満たすことを確実なものとするために、全体的な開示目的を開発するために、IASBに狭い範囲の基準設定プロジェクトを求めることとした。

現在は、このアジェンダ決定により、SCFを主要な資金調達手段としている作成者が、目的適合性のある情報をより一貫した形で、提供しなければならないことが明確になったと考えている。このアジェンダ決定は、SCF契約に関する目的適合的な情報が十分に供給できないという従来の状況から、近い将来IASBによって開発されるであろう開示要求によって、目的適合性のある情報が一貫した形で提供される体制への、『つなぎ』の役割を果たすと思う。

また、このアジェンダ決定によって、かえって実務のバラつきを懸念する声もあるようだが、問題は実務のバラつきより、そもそもSCFに係る開示が不十分であることである。このアジェンダ決定によって、重要なSCF契約に関する開示が促進されるメリットの方が大きいと思う。」

IV. おわりに

12月のIFRS-IC会議は、久しぶりに2日間の会議となり、活発な議論が展開された。筆者もすべてのアジェンダについて積極的に発言した。Lloyd議長から有意義なコメントを引き出すことができ、満足のいく貢献ができたと考え

8 ここでは、SCF契約の中でも、特に一般的なリバース・ファクタリング契約が念頭に置かれていた。

ている。

なお、2021年2月2日に、今年最初のIFRS-IC会議がビデオ開催され、以下の3件のアジェンダが議論された。

- 「単一資産企業における資産のセール・アンド・リースバック」に関するアジェンダ決定 (IFRS第10号「連結財務諸表」及びIFRS第16号「リース」) の最終化

- 「棚卸資産一販売に要するコスト」 (IAS第2号「棚卸資産」)

- 「継続企業的前提を満たさない場合の財務諸表の作成」 (IAS第1号「財務諸表の表示」及びIAS第10号「後発事象」)

2021年2月IFRS-IC会議については、次号にて報告する。